

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について【水産加工業・水産卸売業】

TEPCO

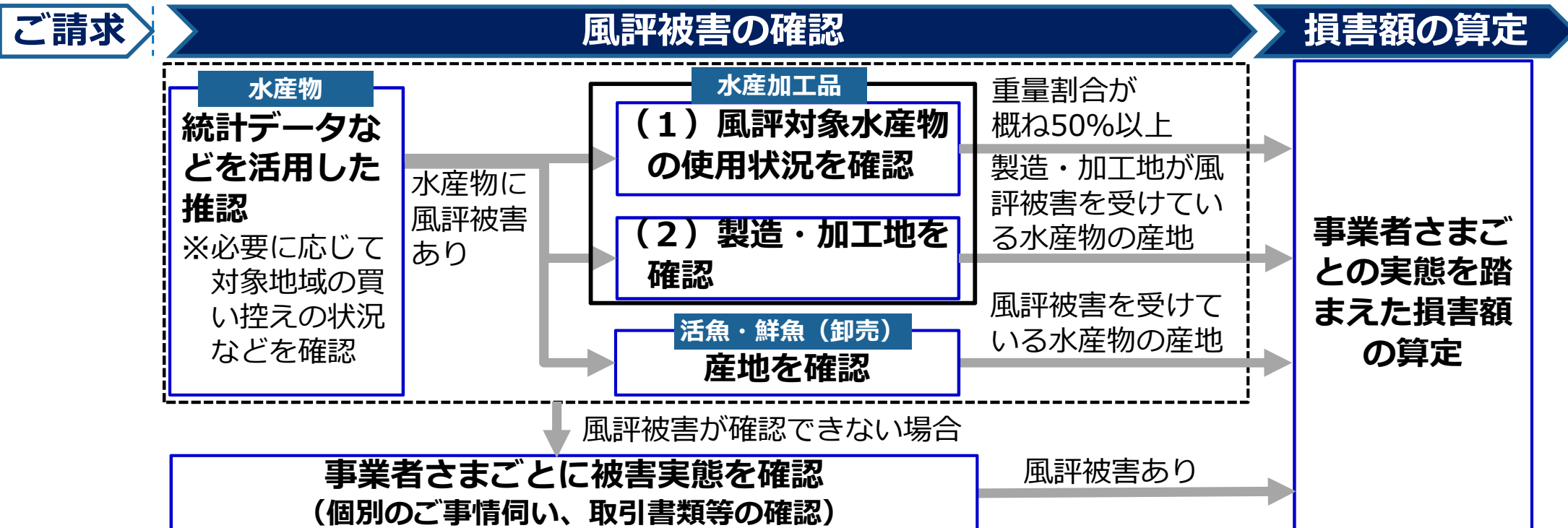
- この賠償基準は、賠償金をお支払いする上で定める必要のある風評被害の確認方法や損害額の算定方法等について、当社において検討した現段階の基本的な考え方を示したものです。
- これらの項目について、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、今後も、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴し、十分に協議を重ねつつ、具体的な内容を定めてまいります。

2022年12月23日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 風評被害が生じた場合の取り扱いの流れ

- ご請求をいただいた後、まずは、当社にて、統計データなどを活用して、対象地域における水産物の風評被害の有無を推認いたします。また、風評被害の確認にあたり、必要に応じて、対象地域における買い控えの状況などを確認させていただきます場合があります。
- その上で、取り扱われている水産加工品や活魚・鮮魚の風評被害の有無を確認いたします。
 - ✓ 水産加工品は、ご請求者さまのご希望に応じて風評対象水産物の使用状況または、製造・加工地により確認。
 - ✓ 活魚・鮮魚は、水産物の産地を確認。
- 風評被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。










※ 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

2.1 風評被害の確認方法（水産物）

- 風評影響を受けた地域の水産物を消費者さまなどが敬遠される場合、需要が減少し、他の地域の水産物よりも価格が下落することが想定されます。
- このため、当社にて統計データを用いて、取り扱われている水産物などの産地と全国の価格動向を比較し、お取り扱いされている活魚・鮮魚や水産加工品の産地の風評被害の有無を推認させていただきます

【例 統計データを用いた風評被害の推認のイメージ】

全国	対象地域の風評被害		
価格上昇 	価格上昇 (全国の上昇率以上)  風評なし	価格上昇 (全国の上昇率未満)  風評あり	価格下落  風評あり
価格下落 	価格上昇  風評なし	価格下落 (全国の下落率以内)  風評なし	価格下落 (全国の下落率を超過)  風評あり

2.2 風評被害の確認方法（水産物：補足事項）

- 消費者さまが敬遠される状況を把握するため、消費地市場の統計データをもとに、風評被害の有無を確認させていただきたいと考えております。
- なお、消費地市場の統計データ以外にも、参照するデータがあれば、扱いを検討させていただきたいと考えております。
- 参照する具体的な価格や比較方法等についても、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら決定してまいります。

【基本的な考え方】

統計データ

- ・消費地市場の統計データとしては、東京都中央卸売市場が公表している「市場統計情報（月報・年報）」を基本とさせていただきたいと考えております。
- ・上記データのみでは風評被害が推認できない場合等において、他に参照するデータがあれば、取り扱いについて検討させていただきます。

価格

- ・一般的には、風評被害は特定の魚種に発生するものではないと考えられるため、全魚種の平均価格で推認することを基本とさせていただきたいと考えております。
- ・ただし、取引実態などを踏まえ、魚種別などによる風評被害の確認も検討させていただきます。

比較方法

- ・県全体を1つの対象地域として、当該県と全国を比較することを一つの考え方とさせていただきたいと考えております。
- ・取引実態などを踏まえ、対象地域を細分化することや、比較対象を特定の地域とするについても検討させていただきます。

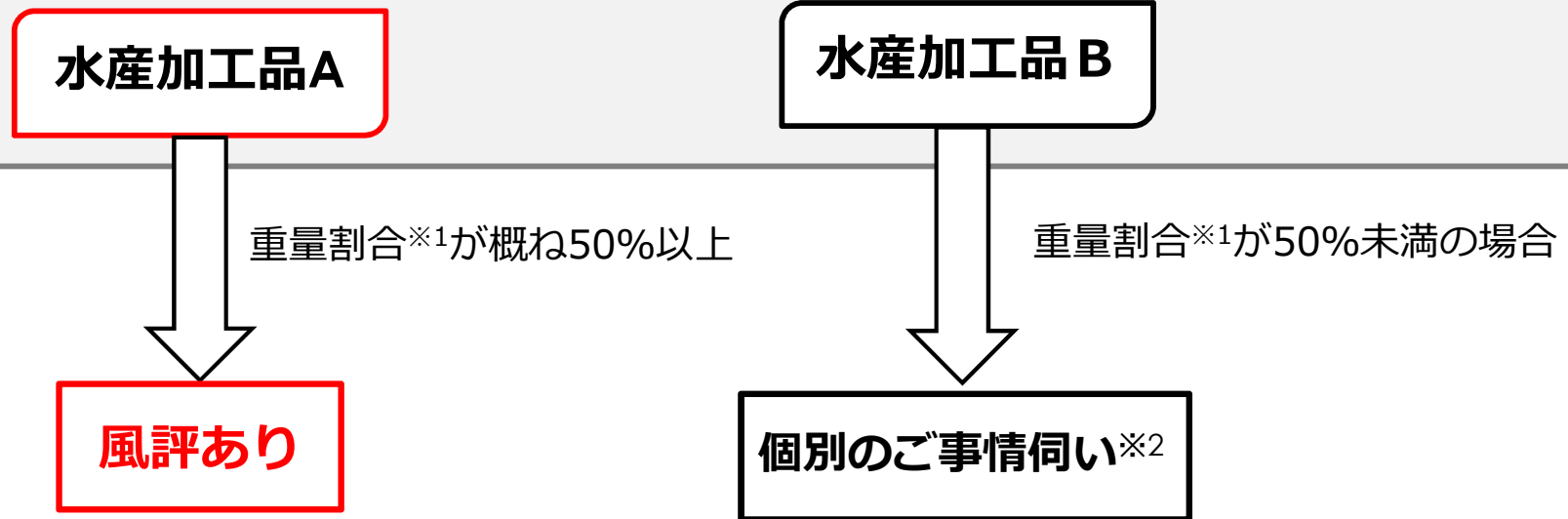
2.3 風評被害の確認方法【水産加工品（1）使用状況による確認】

- 対象地域の水産物に風評被害が確認される場合、その水産物を主な原材料とする水産加工品を消費者さまなどが敬遠され、売上が減少することが想定されます。
- このため、従来の賠償の取り扱いも踏まえ、水産加工品に占める風評対象水産物の使用状況（重量割合が概ね50%以上）を確認して、風評被害の有無を確認いたします。
- なお、重量割合が50%未満などの場合には、製造・加工地による確認や個別のご事情を丁寧にお伺いすることなどにより、適切に対応してまいります。

【風評対象水産物の使用状況による確認イメージ】

● 水産物の風評影響が確認される県 △△県

例：△△県の水産加工品を取り扱われている事業者さま



※1 原価計算票等、加工品製造にあたって原材料の配合割合がわかる資料等で重量割合を確認いたします。

※2 製造・加工地による確認（6頁参照）をご希望されない場合。

2.4 風評被害の確認方法【水産加工品（2）製造・加工地による確認】

- 対象地域の水産物に風評被害が確認される場合、その地域で製造・加工された製品を消費者さまが敬遠されることが想定されます。
- このため、前頁による確認方法のほか、水産加工品の製造・加工地を確認（風評対象水産物の産地であること）して、風評被害の有無を確認いたします。

【製造・加工地による確認イメージ】

●水産物の風評影響が確認される県 △△県

例：△△県で、水産加工品を取り扱われている事業者さま

水産加工品C

風評あり

水産物の風評影響が確認される県と食品一括表示欄の製造者の製造・加工地が同一であることを確認

【食品一括表示欄】

名称	○○
原材料名	■ ■ (□□県)
添加物	○○
内容量	○○
製造者	株式会社○○ △△県

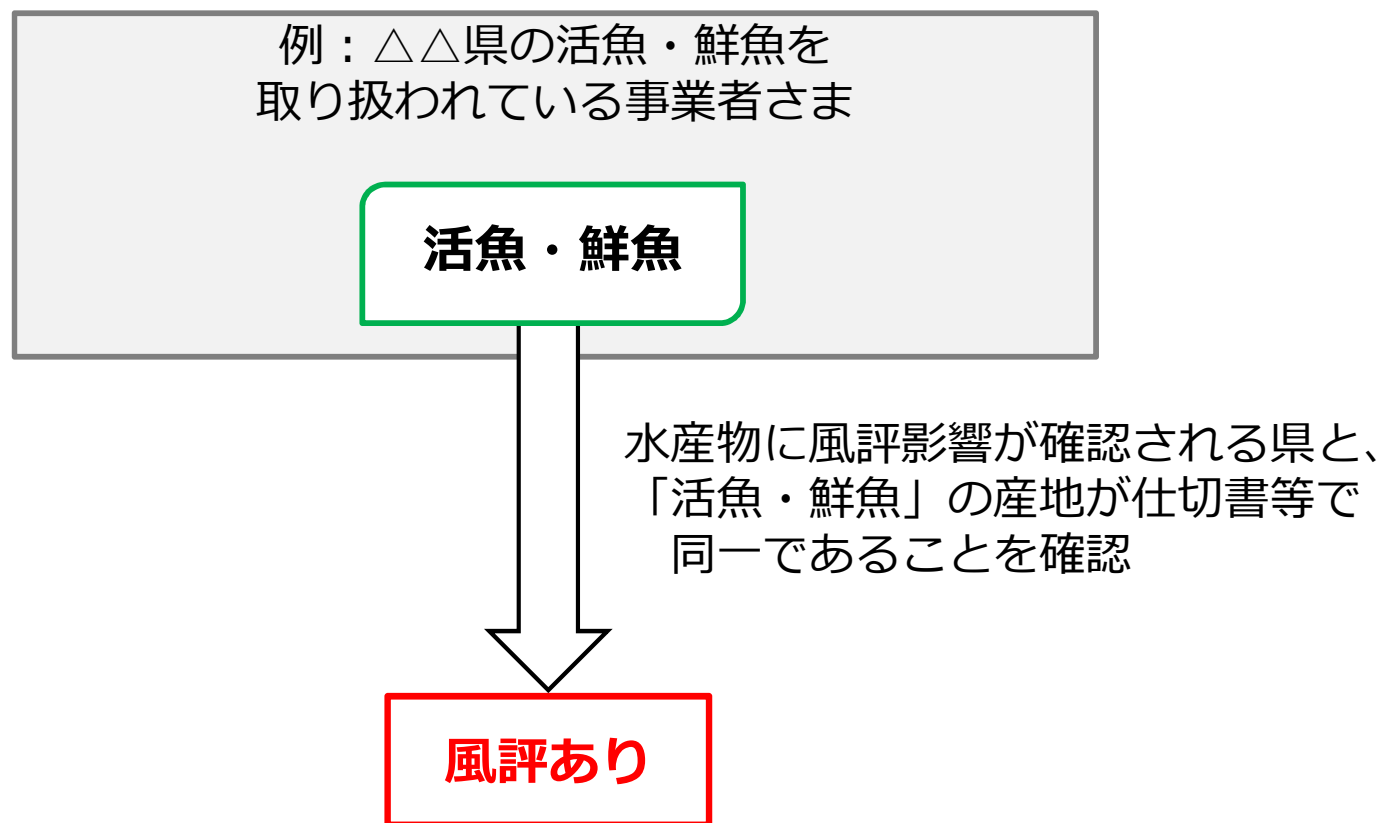
・製品ごとに製造・加工地の表示がわかる製品の写真等で確認いたします。

2.5 風評被害の確認方法（活魚・鮮魚）

- 対象地域の水産物に風評被害が確認される場合、当該水産物の活魚・鮮魚についても、消費者さまなどが敬遠され、売上が減少することが想定されます。
- このため、取り扱われている活魚・鮮魚の産地を確認して、風評被害の有無を確認いたします。

【風評被害の確認イメージ】

● 水産物の風評影響が確認される県 △△県



3.1 損害額の算定方法

- ▶ ALPS処理水の放出前後における風評被害が確認される水産加工品と活魚・鮮魚の売上減少額に貢献利益率を乗じて、損害額を算定する方法を考えております。
- ▶ 算定式の各項目の具体的な扱いについては、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら決定してまいります。

【損害額の算定式】

$$\text{※1} \quad \boxed{\text{損害額}} = \left(\text{※2} \quad \boxed{\text{放出前の売上高 (基準売上高)}} - \boxed{\text{放出後の売上高}} \right) \text{※3} \times \text{※4} \quad \boxed{\text{貢献利益率}} \times \text{※5} \quad \boxed{\text{影響割合}}$$

- ※ 1 従来の賠償の取り扱いを踏まえて、一定期間における損害額を算定させていただきます。
- ※ 2 実情を踏まえた適切な設定方法について、検討させていただきます（詳細は9頁）。
- ※ 3 風評被害が確認されなかった「水産加工品」や「活魚・鮮魚」の売上高が処理水放出後に増加した場合など、処理水放出前後の風評対象製品の売上減少額が処理水放出前後の全社売上減少額を上回る場合には、処理水放出前後の全社売上減少額を上限に算定させていただきます。
- ※ 4 ALPS処理水放出による売上減少によって負担を免れた費用（変動費）を損害額から控除するために乗じます。
貢献利益率 = 放出前の貢献利益 {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} / 放出前の売上高
- ※ 5 消費者さまが買い控えされる可能性の高低を考慮した影響割合について、検討させていただきます（詳細は10頁）。

3.2 損害額の算定方法（基準年・基準売上高）

- 売上減少には、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因も考えられますが、ALPS処理水放出による損害を適切に賠償させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の扱いは、引き続き、ご意見を伺ってまいります。

＜基準年・基準売上高の考え方＞

- 以下のような考え方を基本としつつ、実情を踏まえた適切なものとなるよう、関係団体等の皆さまから御意見を頂戴しつつ決定してまいります。
 - ①算定の基準とする基準売上高は、ALPS処理水放出前年の風評影響が確認できた取り扱い製品の売上高（請求期間と同一の期間）を基本として、事業者さまごとに設定させていただきたいと考えております。
 - ②上記①が適さない場合には、放出前複数年平均の売上高（請求期間と同一の期間）とさせていただくことなどを検討させていただきたいと考えております。

基準年		新型コロナ影響等の考え方	特記事項
①	放出前年	基準年と同程度の影響があるものと考えております※1。	処理水放出前の前年（1年分）の売上高が分かる資料のご準備が必要となります。
②	放出前複数年平均		処理水放出前の複数年の売上高が分かる資料のご準備が必要となります。

※1 製品等によっては、年度によって新型コロナウイルス感染症の影響が著しい場合もあるなど、様々なご事情があることも考えられるため、引き続きご意見を伺ってまいります。

3.3 損害額の算定方法（影響割合）

- 消費者さまが水産加工品を敬遠される可能性は、当該水産加工品に占める風評対象水産物の使用状況やパッケージ等の表示内容によって異なることが想定されます。
- このため、損害額の算定にあたっては、風評被害により買い控えされたと考えられる影響割合を乗じることを考えておりますが、具体的な扱いについては、引き続き関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら決定してまいります。

【水産加工品の風評被害の確認結果による影響割合】

風評被害の確認

(1) 風評対象水産物の使用状況による確認 (5頁)

(2) 製造・加工地による確認 (6頁)

風評被害の確認結果

重量割合が概ね50%以上 等

影響割合

100%

水産加工品 C

【表示例】



製造者住所	原材料地名表示 (食品表示法)		名産等の表示
△△県	地元産品が明確なもの	魚種名 (△△県)	—
	地元産品か不明なもの	魚種名 (国産)	あり
		魚種名 (外国産)	なし
地元産品でないことが明らかなもの	魚種名 (□□県)	あり	
		魚種名 (外国産)	なし

高

低

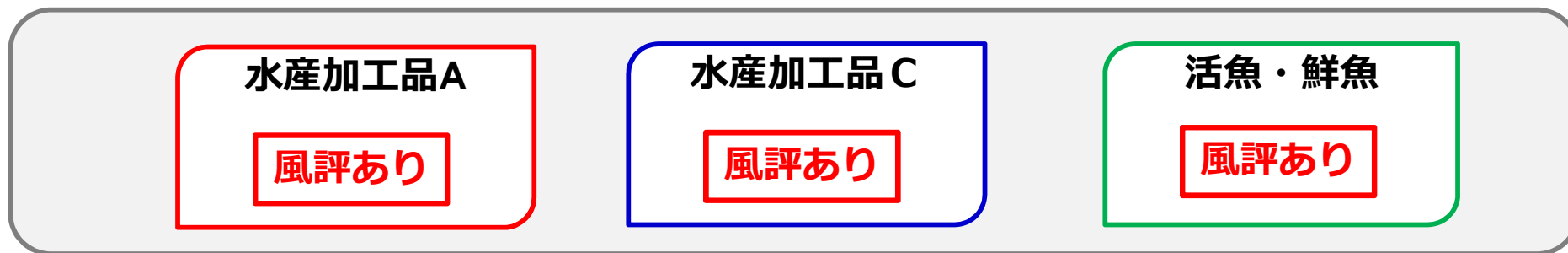
・製品ごとに原料原産地名表示をパッケージ等の表示がわかる写真等で確認いたします。

(参考) 損害額算定のイメージ

【△△県で、水産加工品A, B, Cと活魚・鮮魚を取り扱われている事業者さま】

風評被害の確認結果 □ 重量割合概ね50%以上 □ 加工地にて風評を確認 □ 水産物に風評を確認

※水産加工品Bは個別事情の確認でも風評が確認できなかったと仮定



損害額の算定 水産加工品A, Cと活魚・鮮魚の損害額を合算

水産加工品A	=	基準売上高 - 請求時売上高	×	貢献利益率	×	影響割合 100%
+						
水産加工品C	=	基準売上高 - 請求時売上高	×	貢献利益率	×	影響割合
+						
活魚・鮮魚	=	基準売上高 - 請求時売上高	×	貢献利益率	×	影響割合 100%

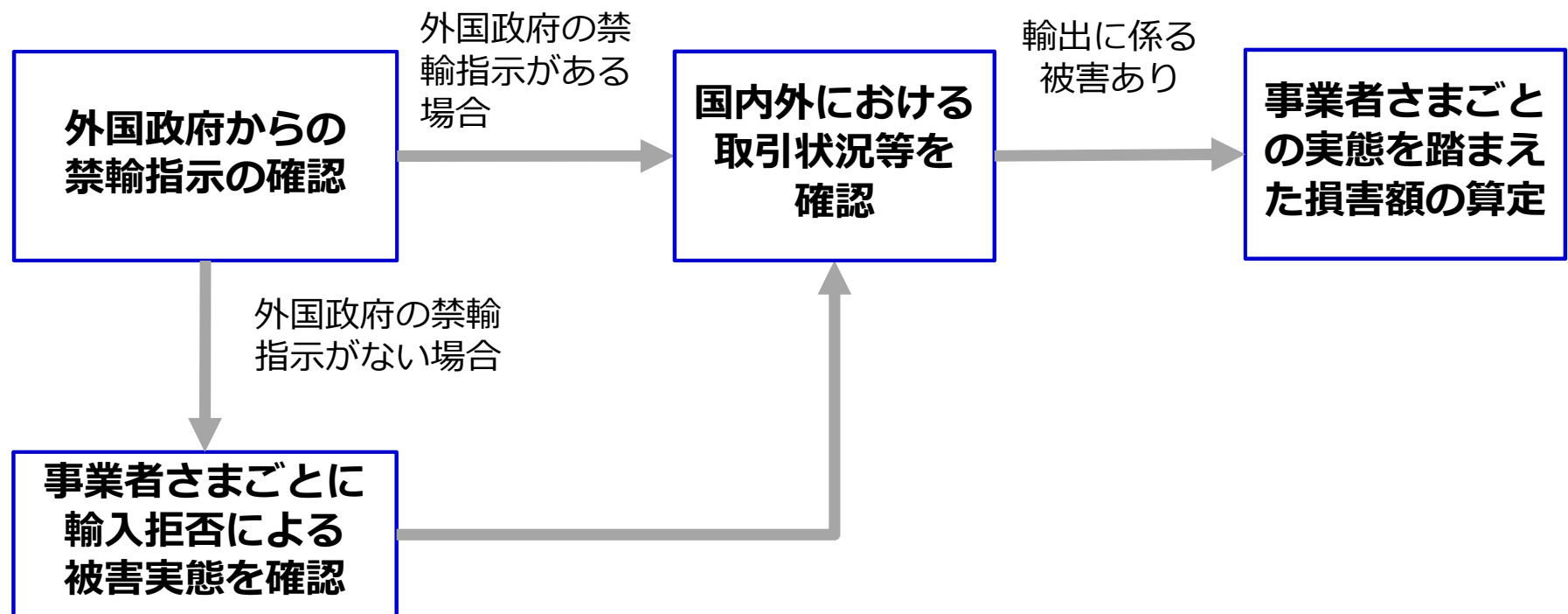
4.1 輸出に係る被害の取り扱いの流れ

- ALPS処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに損害が生じた場合には、外国政府からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認させていただき、輸出に係る被害の発生状況を確認させていただきます。
- その後、輸出に係る被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。

ご請求

輸出に係る被害の発生状況の確認

損害額の算定



4.2 輸出に係る被害の取り扱い（対象となる損害）

- ALPS処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに生じた損害については、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。
- 損害額については、損害の内容に応じて算定させていただきます。

【輸出における損害の例】

<輸出先国以外での販売不能により生じた損害>

- 当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

<輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害>

- 当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

<追加的費用>

- ALPS処理水放出による風評被害によってご負担を余儀なくされた費用については、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

5.1 賠償金をお支払いするまでの流れ

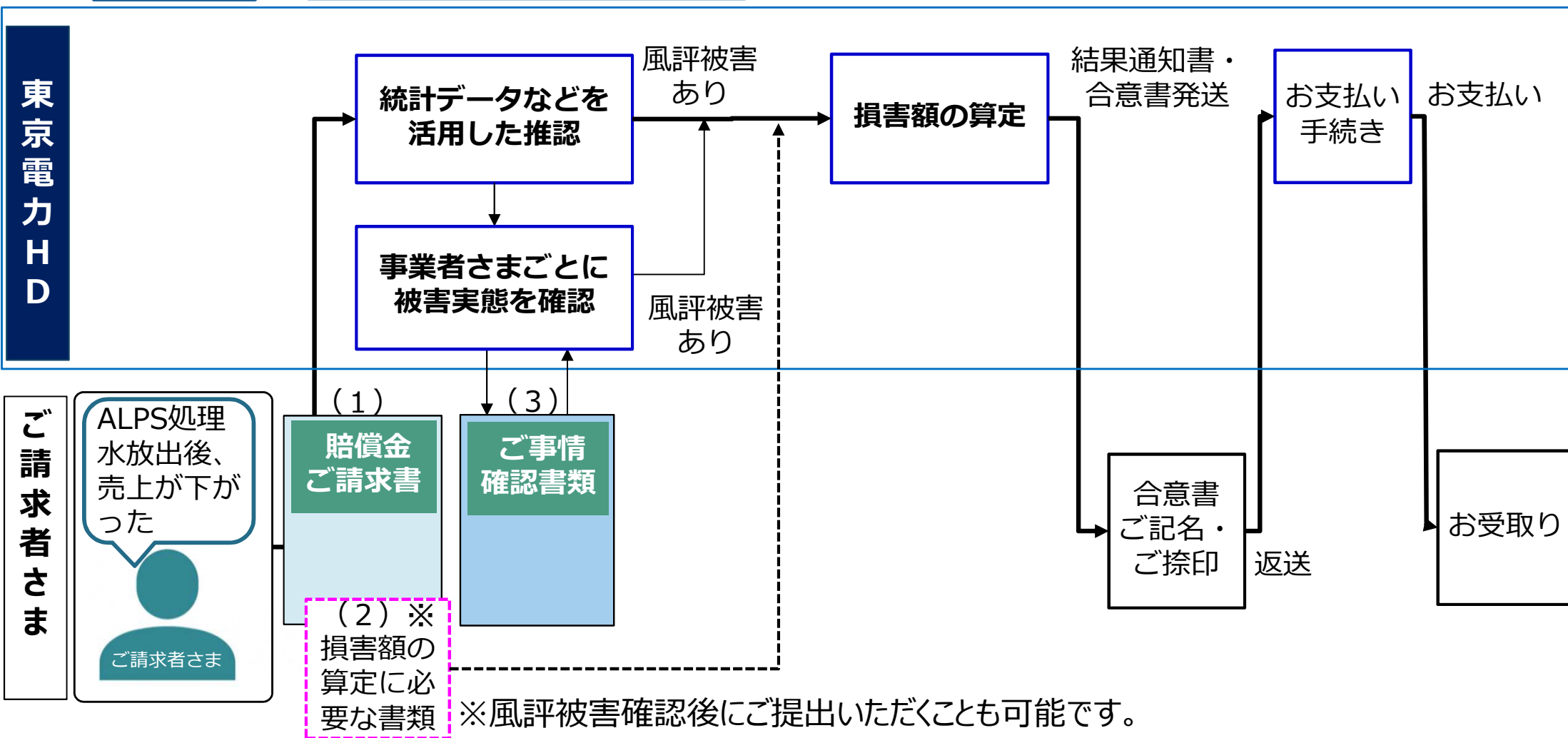
➤ ALPS処理水放出後に、賠償のご請求をいただいた場合のお支払いまでの流れは以下の通りです。

ご請求

風評被害の確認

損害額の算定

お支払い手続き



東京電力HD

ご請求者さま

ALPS処理水放出後、売上が下がった

ご請求者さま

(1) 賠償金ご請求書

(3) ご事情確認書類

(2) ※ 損害額の算定に必要な書類

※風評被害確認後にご提出いただくことも可能です。

5.2 ご請求に関する取り扱い

- ALPS処理水放出に伴う風評被害のご請求にあたっては、これまでの賠償請求に比べて、請求書等の簡素化に加えて、段階ごとに必要な書類をご提出いただくことも可能にすることによって、ご負担軽減に繋がりたいと考えております。
- ご請求期間の単位については、3ヶ月から12ヶ月までの期間をまとめてご請求いただけます。

【ご提出いただく書類とご提出時期】

ご提出いただく書類	用途	時期
(1) 賠償金ご請求書	ご請求内容を確認するためにご準備いただきます。あわせて、身分などを証する書類など、最低限の書類（16頁①～⑤）を添えていただきます。	ご請求時
(2) 損害額の算定に必要な書類（決算書等）	損害額の算定に必要な書類（16頁⑥⑦）を当社へご提出いただきます。	ご請求時または風評被害を確認後
(3) ご事情確認書類	個別事情等を確認して風評被害の有無を確認するためにご準備いただきます。	統計データなどを活用しても風評被害が推認できない時

(参考) ご請求にあたり ご準備いただきたい書類 (例)

	ご確認させていただく項目	具体例※1
共通	①ご請求者さまの情報	商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書（全部事項証明書））の原本
	②ALPS処理水放出前から事業を営まれていること、および事業所の所在地	ALPS処理水放出前の納税証明書、確定申告書等
	③事業の実態	事業内容、取引先売上内訳（事業毎、製品毎）、費用内訳（仕入金額）等
	④風評被害対象水産物の原材料に占める重量割合が概ね50%以上であること	原価計算票等（加工品製造にあたって原材料の配合割合がわかる資料）
	⑤製造・加工地	製品の包装等（原料原産地名表示等がわかる資料）
	⑥基準年および対象年の売上	基準年および請求対象期間における監査報告等を受けた決算書、収支計算書、月別・事業別・製品別の売上および費用内訳等
	⑦当該製品を継続的に取り扱っていること	ALPS処理水放出前（前年度）の販売管理資料、仕入伝票、売上傳票等
輸出に影響が生じた場合※2	基準年において該当輸出先国向けに輸出されていたことの証明	船荷証券、契約書、輸入拒否のプレス、インボイス（納品書、送り状等）、梱包明細書、輸出許可証等
	輸入拒否されたことの証明	輸入拒否をされたことが分かる取引先からの書面、外国政府等の規制事実等
	転売価額または廃棄の事実の証明	転売契約書、発注書、注文書、入金記録、廃棄証明書等
	費用の減少額の証明	転売等を行う前の費用がわかる契約書、原価明細書等
追加的費用	追加的費用が発生した証明	出金およびその内容を確認できる書類（領収書、請求書および金融機関の振込明細等）

※1 ご事情確認などに際し、上記以外の書類のご提出をお願いさせていただく場合がございますが、各項目の確認に際して、書類例を参考にご準備をお願いいたします。

※2 輸出をする事業者さまが対象となります。